

令和4年4月

工事における低入札価格調査基準の改正について

このたび、防衛省が発注する工事における低入札価格調査基準の範囲を、別紙のとおり改訂しました。令和4年4月1日以降に入札公告を行う建設工事に適用します。

防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室
03-5366-3111
(内線) 36448

1 工事における低入札価格調査基準

防衛省が発注する工事においては、入札価格が「契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」（低入札価格調査基準）を下回った場合には、調査を実施することとしています。

低入札価格調査基準は、予定価格の75%～92%の範囲内で、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額の合計額に消費税相当額を加算した額（調査基準価格）とします。ただし、算出結果が予定価格の92%を超える場合は予定価格の92%、予定価格の75%に満たない場合は予定価格の75%を調査基準価格とします。

改正前

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
97%	90%	90%	<u>55%</u>



※令和4年4月1日公告分より改正

改正後

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
97%	90%	90%	<u>68%</u>

なお、建築工事及び設備工事における調査基準価格の算定については、特例措置があります（付紙のとおり）。

2 特別重点調査

調査基準価格を下回る入札を行ったもののうち、入札価格が一定の基準を下回るものを作対象として、品質確保体制等が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査することとしています。

調査対象は、入札価格の積算内訳における各費目の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額に満たないものを対象とします。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
75%	70%	70%	30%

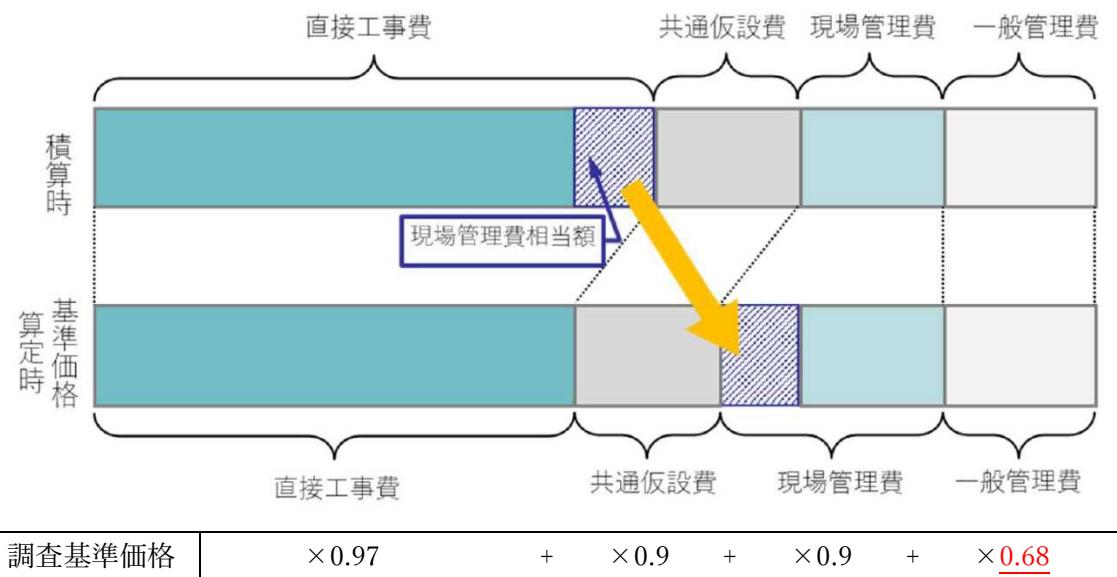
なお、建築工事及び設備工事における調査基準価格の算定については、特例措置があります（付紙のとおり）。

○建築工事及び設備工事における調査基準価格の算定に関する特例

[低入札価格調査・特別重点調査共通]

調査基準価格の算定に当たっては、積算基準に基づいて算出した直接工事費の一部を現場管理費として扱うこととします。

入札参加者が提出した工事内訳明細書についても、同様の取扱いとします。



○現場管理費相当額

$$\begin{array}{l} \text{昇降設備工事等を除く工事} \quad \text{直接工事費} \times 1 / 10 \\ \text{昇降設備等工事} \quad \text{直接工事費} \times 2 / 10 \end{array}$$